

茨城県認知症疾患医療センター指定医療機関に係る募集要項

1 目的

茨城県では、認知症の人と家族が地域で尊厳と希望をもって暮らせるよう、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センターを指定するため、茨城県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その運営事業者を選定する。

2 応募対象業務

（１）業務名称

茨城県認知症疾患医療センター運営事業

（２）業務内容

別添「茨城県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に定める以下の業務

ア 専門的医療機能

（ア）専門医療相談

（イ）鑑別診断とそれに基づく初期対応

（ウ）認知症の行動・心理症状への対応と身体合併症への急性期対応 （基幹型にあつては、救急・急性期対応（空床確保）を含む。）

イ 地域連携拠点機能（認知症に関するメニュー事業を含む。）

（ア）認知症疾患医療連携協議会の設置・運営

（イ）専門医療、地域連携を支える人材の育成

（ウ）情報発信

ウ 診断後等支援機能（次の（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれか又はその全ての取組を行うこと。）

（ア）診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援

（イ）当事者等によるピア活動や交流会の開催

（ウ）アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援機能

エ 茨城県の実施する事務事業への協力

3 募集医療機関数 日立保健医療圏 1 か所

4 応募資格

以下の全ての条件を満たす茨城県内の医療機関

（１）要綱第 3 に定める設置基準のうち「地域型」を満たしていること。

（２）要綱第 4 の事業内容を実施できること。

（３）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する一般競争入札に

参加できないこととされている者でないこと。

- (4) 当該事業に関するノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

5 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

6 経費の補助

予算の範囲内で補助するものとする。

(参考額) 令和 7 年度運営費補助基準額

運営費 上限 3,285 千円／年

診断後等支援機能 上限 600 千円／年

抗 A β 抗体薬に係る治療・相談支援 上限 679 千円／年

7 応募方法等

(1) 指定申請書提出期間及び提出方法

ア 提出期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 23 日（火）まで（当日消印有効）

提出先 茨城県保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室認知症対策担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

イ 提出方法 E-mail（パンフレットは郵送にて提出）

ウ 留意事項 提出期間を過ぎた場合は、受け付けることができない。

(2) 提出書類

以下の提出書類について、原則として E-mail にて提出すること。

（パンフレットのみ、25 部を郵送すること。）

ア 様式第 1 号 認知症疾患医療センター指定申請書

イ 医療機関の概要及び認知症疾患医療センター事業運営体制等（別添様式 1）

ウ 認知症疾患医療センター運営事業協議書（兼）実績報告書（厚生労働省指定様式）

エ イに添付する書類医療機関のパンフレット（医療機関の概要が分かるもの）

- ・ 専門医療相談を行う組織の組織図及び相談室の写真

- ・ 認定証^{※1}の写し 又は業務履歴書^{※2}（別添様式 2）

※1 日本老年精神医学会若しくは認知症学会の定める専門医の場合

※2 認知症疾患の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師の場合

- ・ 資格証の写し又は業務履歴（医療相談室に設置された、臨床心理士又は同等知識・技術を有する者）

- ・ 医療相談室に、精神保健福祉士、保健師以外の者を配置する場合は、該当者の業務履歴を添付してください。

- ・自施設所有の検査装置（CT・MRI・SPECT）がある場合は、配置図及び検査装置の写真、検査に従事する職員の勤務体制（任意様式：職種、氏名、常勤・非常勤、勤務日等）を添付してください。
- ・認知症の行動や心理症状、身体合併症に対する急性期入院治療について連携する場合は、連携する医療機関の概要、位置関係、連携に関する承諾書を添付してください。

（３）応募に関する質問

ア 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から 10 日（水）午後 5 時まで

イ 方法

「質問書」に質問内容、医療機関名、連絡先を記入し、E-mail にて送付すること。

送付先：茨城県保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室認知症対策担当

（以下「事務局」とする。）

E-mail：care2@pref.ibaraki.lg.jp

ウ 回答

令和 7 年 12 月 15 日（月）までにメールにて回答する。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は応募を受け付けない。

- （１）応募資格のない者が応募した場合
- （２）提出期限を過ぎて応募申請書が提出された場合
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （４）破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- （５）審査の公平性を害する行為があった場合
- （６）その他申請に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- （１）提出された指定申請書類は、認知症疾患医療センターの指定業務のみに使用する。
- （２）応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- （３）提出書類の著作権は応募事業者に帰属する。ただし、茨城県が本案件の報告、公表等のため必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （４）提出された書類は一切返却しない。
- （５）本案件に係る情報公開請求があった場合には、茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 5 号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

10 審査及び選定

- （１）申請書類の内容に関するヒアリングの実施

事務局が指定する日時に、対面または WEB により申請書類の内容等について確認す

る。

(2) 選考委員会における審査・選定

指定先の選定に当たり、茨城県認知症疾患医療センター指定選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、応募者から提出された申請書等の内（選考委員会当日、事務局が指定する事項について応募者からの説明を含む。）を審査の上選定する。

(3) 審査項目

- ア センターの運営安定性
- イ 運営方針
- ウ 人員の配置
- エ 専門医療相談体制
- オ 鑑別診断ができる体制
- カ 急性期対応
- キ 地域関係機関との連携方針
- ク 研修、情報発信、当事者支援等の体制
- ケ 認知症診療に係る実績
- コ 交通の便
- サ 医療関係法令の遵守
- シ 茨城県との連携

(4) 選考結果

選考結果は文書で通知する。

11 指定のスケジュール（予定）

- (1) 選考委員会の開催 令和8年2月12日（木）
- (2) 選定結果の通知 令和8年2月末
- (3) 指定日 令和8年4月1日

12 問合せ先

茨城県保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室 認知症対策担当 岸

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029 (301) 3333 FAX 029 (301) 3318 E-mail care2@pref.ibaraki.lg.jp

【参考】

地方自治法施行令（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。